

「要議なし」と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君) 「要議なし」と認めます。よろしう議案第十三号は案
案通り可決いたしなした。

議長(中西虎蔵君) 日程第十一福生町学校給食センター条例案議案
第十三号を議題に供します。事務局長をして議案の朗読をい
たします。

(島田議会事務局次朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(教育長篠崎俊夫君登壇)

教育長(篠崎俊夫君) 議案第十三号「福生町学校給食センター条例
案について」の説明申し上げます。福生町三小学校の新しく鉄筋
校舎の裏側に約六十五坪の給食室を今造つておりまして、今
中に完成することは各位ご承知のとおりでございますがその

建物を福生町学校給食センターといたしまして、五月頃から
その事業を開始いたしたく本案を提出した次第でございます。
内容を説明申し上げますと第一条が設置でございます。福
生町学校給食センターを設置するということでございますが、
提案理由の説明にもありますように、こうして教育機関の設置
は条例で定めなければならないという規定がございますので本
案を提出した次第でございます。第二条は位置であります。こ
この中が百六十五番地というのは第三小学校の敷地の位置でござい
ます。第三条は職員との関係でございます。センターに事務職員校
舎職員その他の職員を置くとし、センターの所長は教育課長を
兼務にあつて、そのほか事務職員一名、技術職員というの、栄養士で
ございまして、栄養士を二名、その他給食作業員を若干名を置
くということでございます。第四条は本件との関係でございます。

てセンターにおいて給食事業を共同処理すべく学校の指定
その他この条例の施行について必要な事項は教育委員会規則に
委任するところ規定でございすすが、所長からもお話し申し上げ
したように、四十五年度は二小と三小を給食センターの給食を実施す
る考えで指定し、四十六年度になりすすと、四小が防音工事をしてい
さなければならぬ関係から、四小も含めて給食事業を実施し
ようという予定であります。保護者からいただく金額は大体
二小と三小は年間千五百万円位になります。四小を入れますと三千
万円近い額になるのでもございすすが、そういう関係から、T、A
の方々のご意向をお聞きしてつやういかなければならないという
ことから、給食センターの運営審議会も設けなければならぬし
又職員の勤務規程も設けなければならぬ、こうしたことは教育委
員会規則で定めることにならうありますすが、新年度予算で備品

等を購入する予算が成立することにならうありますので、さ
う早く準備はとりかかっています。で、さうだけ早くこの給食事
業を開始したいと思ひます。予定といはしては、五月初旬
頃予定してあるわけでありす。非常に難はくは説明でござ
いすすがよろしく一審議の上ご可決賜るようお願い申しあ
げます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

十六番(大野行夫君)

教育長にお伺いいたしますが、給食作業で
ございすすけれども、現在各学校の給食を担当している作業
員の数を今後新給食センターによる数はどのような構成で
ございするかお願ひしたいと思います。

教育長(保崎俊夫君)

現在の給食作業員は、一小と三小と四小は
四名づつ、二小は児童数が少ない関係上三名で、けつちよく十五名

でございす。さしむ、四上年度は二小と三小でございす。か
ら八名の給食作業員がヤンターに移ろくろくことになりす
が、四上年度は四小を含めて土名か入ろくろくことになり
のてございす。又給食ヤンターを実施する以上は、人件費を節
減しなければならぬというのが、オの目標にもなろくろくわけ
で、そのためには、他の給食ヤンターと比べてみろくと相当の設備
において合理化をして、人件費を人々を使わせないようにす
ろくろくのが理想でございす。たゞ何から何まで設備を購入
するといふことは、又数年後は必ず中学校も含めて、全学校に
給食事業を実施しなければならぬ時期かくることは、多
りしてありすので、それと全般的な改革はその時にわづり
おして、今回はでろくろくだけ、現状ある設備を寄せ集めて、や
ろくろくといふ考えでございす。基本的な考え方としては、給

食ヤンターを造つに以上は、人件費についてはでろくろくだけ、合理
化し、少ない人間でやろくろくけるように考えていかなければな
らぬと思つてございす。

土番(大忍秀伍君)

たゞいふと関連して、人件費の削減は了解で

ろくろくと思ひすが、例えば、これを運転する車輛等は、どうい
う方法でやるのか、又、実質的に現在やろくろくける給食の単価と、こ
ろくろくした場合の単価の差額等は、計算されてあるか、どうか、
伺ひしたいのでございす。

教育長(篠崎俊夫君)

自動車についてはございすが、自動車の購入

は計画の中に入ろくろくめるわけではございす。それから給食ヤ
ンターに、この場合は大体、増設の例をみろくと、割五分位守
てございす。たゞ、量かるとなり、やんとでろくろくやんの、で、福生
として、もしも、これは二小、三小でございすが、今後、ほとんど、各

学校を吸収いたしまして、給食センターが大きな役割を果
と物資の購入費の削減の効果は相当現われてくるのではない
かと考えてあるわけであります。

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりになります。議案第十五号は原案とあり決するに
二異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

二異議なしと認めます。よき議案第十五
号は原案とあり決いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第十一、所有財産の取得管理及び処分
を廃止する条例案、議案第十四号を議題に供します。

事務局長をして議案の朗読をいたさします。

(島田議会事務局長朗読)

原稿

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

お話しをいたさすとして、議案第十四号につ

いて二説明を申しあげます。本案につきましては地方自治法
の部改正によりまして、現行条例に規定してあります事項は
地方自治法の施行令に規定されることとなりまして、その組
にそれぞれでは、地方公共団体の規則により規定してもよろし
いというふうに改められたことにより、その廃止条例を提出した次
第でございいます。なお十八年改正となりまして、自治法と較
べますと非常に本案の提案が遅れたわけでございますが、
当然にあらすとしては、この規定を福生町財務規則の中に定め
てありまして、この規則の公布施行が諸準備のため遅れたこと
によるものでございまして、この点を説明し申しあげます次第で

いふは、以上よろしく審議のほどお願い申しあげます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第十四号は原案どおり決するに
異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よろしく議案第十四号
は原案どおり可決いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第十五号昭和四十年年度福生町牧会計補正
予算第六号案、議案第十五号を議題に共します。事務局を
して議案の朗読をいたします。

(野崎誠事係長朗読)

省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明をお願いします。

(助役森田幸造君登壇)

字別録

助役(森田幸造君)

助役(森田幸造君)

議案第十五号について説明申しあげら

いと存じます。本案は昭和四十年年度の牧会計の最終補正でござい
ます。歳入歳出それぞれ八百八十五万五千円を追加いたし
ます。歳入歳出それぞれ億六千六百六十五万四千円、予算と
して、提案申しあげた次第でございます。本案の内容はす
て二月の臨時会におかれまして、事業内容等、計画変更に
あたりまして詳細なる審議を賜っておりますので、ご
案内のとおり、それらの細部の点は省略させていただきます
として、主として税収関係におかれまして、伸びをみせした千乏
百九十万円、これらが主眼は財源といたしまして、その内

国庫支出金あるいは都の支出金、財産収入、寄附金、諸収入等
予算提出するものでないかと存じました。数字を根拠といたし
まして、これら増減の着目方をいいたし、結果、八百八十五万
五千円となつた次第でございます。この予算のうち地方交付
税の特交分、三百万円を見込んであつたのでございす。か
最終決定が最近参りましたところによりす。とさうほと
も町長が申しあましたとあり、新たに特交が七百万円ほど
参りましたので、会計制期末で四百万円ほど交付金がふ
えて参つたという形になるものと思ひます。かたがたわれ
か望んでありまして、特別交付金等が大半は増額にしまして
かそのかわりはいにだける利子補給というものは、今年はいに
だけませんでしたことをつけ加えて報告する次第でござい
ます。なお都の支出金のうち、ただ知事の決裁はいたしてあり

ないうでございす。が、大体内定いたしまして、これは振興交
付金がこの予算より五十三万円ほどふえて内定の通知をいた
したことをつけ加えておきます。次に歳出でございす。が、こ
れも番入さく補正されるものに、衛生費に於ける八百五十六万三
千円という大きな歳出があるのでございす。が、これは利村環境
と共同して実施してあります。西多々衛生組合に於ける建設費
も予算あるいは、これに要する運営費の負担分、担金として交
出することになつております。が、これを本予算は、いつて最終
的に出して、四十年度に於けるとして、大体衛生組合に支拂
つた金額は、全部計上されたことになつた次第でございす。土
木費におかれまして、繰越明許費について、特に歳出でお願いし
てあるのでございす。が、これは、既に基地排水と申してあり
ます。が、都市計画に属する南部排水幹線の利用でございす。

してこの事業内容は総額千七百三十万五千円に及び概大なものではないとして、四年度に於けるこれが内不をいかにばいふしに予算をいふす。その番主たる事業内容としては工事請負費、原材料費等大なり金額がこれにもられておる次第でございまして、とりていたまいから補助決定の通知書をいただき年度内に全部更迭するといふことは困難でございすので、関係方面と打合せをして本業で繰越明許料を計上いたしまして、ご審議を賜り、この事業が四年度に繰越のやむを得ないにございすことをいふ承賜りしたいと存するものでございす。なおこの数月中に設計算が最終決定されるものと存じすすが、それが確定いたしますれば、本議会の会期中に現場説明並びに入札を行いなして金額が一千万円以上に及び契約でございすので、議会のこ

同意をいたさすために本議会に追加としてご同意を賜るべし提案を考へてある次第でございす。甚だ稚げな説明でわかりにくい点があつたと思ひすがよろしくご審議の上ご可決あらんことをお願いする次第でございす。

議長中西虎蔵君

これより質疑を行ないます。

士森大忍秀伍君

先般の計画変更の際、大体審議済みであります

きりぎりす

ので内容がいろいろ変つたことは見あたらないわけですが、こ

ばかりお尋ねしたいと思ひすが、福生第三中学校の備品購入

費五百九十五万円、これは開校日が迫られてある程度備品の発

注もあると思ひすが、これが開校に支障のない状態になつてお

るか、どうかそのことをお伺いしたいと思ひす。もう一つ校舎内

の改造工事がなされてある予算がのつておりますが、これは本

どのような規模で、どのような配置を考へてあるのか、又これに

実運にしまして人事異動等いつやめろのかその点についてお伺いしたいと思ひます。

―助役(森田幸造君)

目録からお許しをいただきます。第二中学の備品の件でございすか本業の形で申しますと同時議決というやうな無理な形になつておるがございすか用校にさうつかえないやうにかねがね準備をいにしてありますので、おらの予算の消化は年度内に確實であり、何人かの支障ももたらさないものと考えてある次第でございす。なお第二点でございすか庁舎内の新改造でございすかこれは大体カウンターを増設することと照明を明るくする等の工事が主でございまして、これにともないましてさうほど議決を賜りまして異動等も実運かございすので、本年度に諸般の準備を整えましてなるべく町民各位に便宜になるやうに住民ホールの部にカウンターを増設したい

まして職員部の部を移し、なるべく窓事務の実運多い課をそこに配置したいと考えておりますが、この実施時期は新年度早々にしたいと思ひます。それによつて多少二階に余裕が生ずる部屋がありますので、これらについては相当多人数の集会等が必要である場合にはもちろん当所関係の集会を催すだけでなく、町民各位にたいしても有意義な集会に使用開放したいとして便宜に供したいと考えてある次第でございす。

―六番(石川信義君)

本件に実運にしまして、土木課長にお尋ねいたしますが、にしか銀座通りの甲蓋の件にございましては当初より予算は計上されておりましたか、すでに本年度も終らんとしてあります。今般に差支のはございまして、おらないということはいかなる理由で遅れたか課長から明解な答弁を願ひたいと思ひます。

土木課長高木永君

にたいすの、質問に答えたいです。

かねてから銀座通りの甲蓋に、よくおしては、私も準備をして
おつたのでございすが、昨年の五月に契約のはこびとなつた
わけですが、たまたま私どもの設計に若干の手違いと見積業
者の不手おの算から設計変更ということでは、いろいろ接衝はして
ありまして、一月に入ってから設計変更にもなり、契約変更
ということになつたわけでは、まづ、こうで間違つたかということ
は見間違ひということでは、若干違つておつたわけですが、ほと
んどお上つてありまして、実は昨日の話では、一応大形自動車で
おろして、いということでは、警察当局と業者が話し合つてあり
ます。了解の通り、大形自動車は禁止になつてありますので、
業者では二変に、たくさん運びたいということでは、しかも一方交通
になつてありますので、警察と打合せをして、どうしてもだめ

だということならば、小型で運ばなければならぬか、で、おろれ
ば、大形で運びたいということでは、現在その打合せをして、おろし
いうちに着工したいと思つて、ある次第でございします。

六番 石川信義君

この際、理事者に、要望申しあげて、おろします。

当初に、おいて、予算化したものは、当然優先的に、その年度の当初
に、工事にとりかからなければならぬ、理事者の責任に、おいて、おろ
なければならぬ、ものが、義務づけられて、あり、従いまして、銀座
通りの甲蓋は、とにかく一方通行という、危険な、さうされて、あり
ます、道路の甲蓋が、一年有余かからなければ、工事が完成し、ない
ということでは、われわれ住民の代表者として、なかなか納得の、い、ない
ので、あります、か、いかなる理由に、おいて、おろしても、大事業を、な
し、と、げる、よう、な、工事でも、なし、これら、一年有余経つて、より、やく、見
成、する、という、ことは、誠に、もつて、許し、難、く、職務、怠、慢、だ、と思、い

ます。たゞいふ課長の説明で近日中に工事にとりかかるという
ことですので今回は二心~~三心~~めるとしても、今後かような職務
怠慢はわれわれといたしなくても、住民の代表として、その責任
を強く追及したいと思ひますので、今後かようなことのないよう
強く要望申しあげます。

町長(石川常太郎君) 誠に弁解の余地もない次第で身にしみて今後
このようなことのないように注意したいと考えておる次第でジ
さいます。

十六番(大野行夫君) たゞいふの点に關連いたしますが、銀座通りの
甲蓋については三十九年度予算はものなり、それが現在のよ
うな状態になつておるわけで、それを設計者のミスだとかいふ
とはそれは言ひわけであつて素人でもできるような工事がこ
のようにかかるということは、銀座通りの甲蓋だけでなく、ほかの

問題にも關係してくる問題があるわけで、担当課においても層
奮起し決定された事業面においても、としとし推進していか
ねばならぬ又、理事者においても、このような急激な
町発展上にあるところでは、日も早く完成するよう努力願
ひたいと思ひます。

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。
おわかりにします。議案第十五号は原案とあり決する
に、異議ありおせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろし議案第十五号
は原案とあり可決いたします。

議長(中西虎蔵君) ここで暫時休憩いたします。

午後一時五十九分休憩